意見書案第8号

精神障がい者に公共交通機関の運賃割引制度の適用について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成 22 年 9 月 17 日提出

提出者議員 村 木 口 洋 幸 明 古 武 統 順 中 一 信 夫 之 美 一 二 網 本 順

精神障がい者に公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書

国の障がい者自立支援施策においては、身体障がい、知的障がい及び精神障がいの3障がい一元化が基本的な方針であるが、JRやバス、航空機等の公共交通機関における全国統一の運賃割引制度については、身体障がい者及び知的障がい者は適用になっているものの、精神障がい者は除外されており、障がいの種別により支援の内容に差がある。

このため、精神障がい者は、身体障がい者や知的障がい者に比べて経済的な負担が大きく、その早期の解消が課題となっている。

特に、精神障がい者は、医療機関への定期的な通院と服薬を行わなければ日常生活を送ることができないが、精神科医療機関が偏在している北海道では、通院のための交通費は大きな負担となっている。

また、長期にわたる服薬により精神科以外の疾患を併発する者も多くいるほか、 多くの精神障がい者は、障害の快方や社会復帰に向けて作業所やデイケアに通って おり、その通院や通所のための交通費の負担も重くのしかかっている。

よって、国においては、このような状況を踏まえ、公共交通機関の運賃割引制度 に係る障がいの種別による支援の差異を早急に解消し、精神障がい者に対する運賃 割引制度の適用を早急に実現するため、公共交通事業者等に対して適切な措置を講 ずるよう求めるなど、積極的に取り組むよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月 日

岩見沢市議会

提出 先 衆議院議院 参議院選大 財務 大 財務 大 厚生労働大臣 国土交通大臣